精神障がい者地域生活支援事業実施要綱

1　目的

精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設・相談支援事業者・市町村等地域の関係者と連携するとともに、道民、支援者及び福祉関係者等を対象とした研修等を実施することで、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援及び精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援を推進する。

2　実施主体

本事業の実施主体は、北海道（以下「道」という。）とする。ただし、道は事業の一部を、事業を適切に運営できると認められる法人に委託して実施するものとする。

3　実施地域等

本事業は、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を踏まえた地域（札幌市内を除く。）ごとに実施することとし、その地域区分等は別表のとおりとする。

4　精神障がい者地域生活支援センター事業の実施

（１）精神障がい者地域生活支援センターの設置

本事業の委託を受けた法人は、本事業の円滑な運営のため、精神障がい者地域生活支援センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

１）センター長の配置

センターは、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者で、本事業を円滑に運営、調整する能力を有する者をセンター長として配置することとする。

センター長は、主に次の業務を行うものとする。

ア　地域生活移行支援協議会の運営、開催

イ　ピアサポーターの育成、活用

ウ　精神科病院への支援

エ　居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動

オ　関係者と協働した研修、シンポジウム等の企画・調整、従事者の資質向上、連携強化に向けた人材育成研修への参画など、精神障がい者の退院を促進し、地域移行・地域定着の推進に資するための普及啓発

カ　その他精神障がい者の退院を促進し、地域移行・地域定着を推進するために必要な業務

２）ピアサポーターの配置

センターは、精神保健福祉の向上に意欲を持ち、精神障がい者としての自らの経験を活かして、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるため及び精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援を自ら行う意志のある者を、ピアサポーターとして配置することとする。

ピアサポーターは、センター長の指示のもと、必要に応じ地域移行支援・地域定着支援従事者と連携し、地域での生活を希望する精神障がい者（以下「支援対象者」という。）との信頼関係を構築しながら、次に掲げる業務を行うものとする。

ア　入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるために必要な支援

イ　精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援

ウ　地域生活移行支援協議会における報告及び支援に必要な情報の収集

エ　その他センター長が必要と認める業務

３）地域生活移行支援協議会の設置

センターは、以下に掲げる業務を行うため、圏域を基本に、総合振興局（又は振興局）精神障が

い施策及び生活保護施策担当課、市町村、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する地域生活移行支援協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

なお、協議会の運営に当たっては、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会や地域自立支援協議会との連携を図ることとする。

また、必要に応じて総合振興局（又は振興局）高齢者福祉・介護保険施策担当課及び介護保険サービス事業者等を構成機関に加えることが望ましい。

ア　圏域の地域相談支援の向上に必要な支援技術等に関する検討・助言

イ　入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるよう支援する中で明らかとなった地域課題についての、関係機関への情報提供・意見具申及び課題解決のための協力

ウ　精神障がい者の支援の推進のために必要な研修の企画立案（精神障がい者に対する支援の経験が少ない指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び福祉サービス事業者等に対して精神障がい者の支援に必要なノウハウや知識を提供する研修、ピアサポーターの育成に関する研修等）

エ　その他入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活するための支援及び精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援を推進するに当たって必要な事項

４）精神科病院への支援

センターは、改正精神保健福祉法に基づく精神科病院が実施する次の取組に対し支援を行い、入院中の精神障がい者の意向に沿った地域移行の推進を図ることとする。

ア　医療保護入院者等に係る「退院支援委員会」への地域援助事業者としての参画又は他の地域援助事業者の紹介を行い、入院中の精神障がい者及び精神科病院スタッフ等への地域移行に関する情報提供等を行い、本人等に対する地域移行に向けた意欲の喚起を促すこととする。

イ　医療保護入院者等の「退院後生活環境相談員」への地域移行に係る退院後の居住の場の確保や生活訓練、就労訓練等の日中活動等に関する情報提供や利用に向けた調整等を行い、スムーズな地域移行が行われるよう関係機関との連携を図ることとする。

（２）センター等連絡会議の開催

道は、必要に応じて、センター職員及び関係者に対し、本事業の円滑な実施並びにセンター間の情報交換及び連携を図るため、センター等連絡会議を開催することができるものとする。

5　地域移行研修事業の実施

（１）精神障がい者の地域移行・地域定着を推進する意義や取組みへの地域の理解促進を図るための研修（地域移行研修）

（２）各圏域間における情報交換や課題整理等を行い、圏域において精神障がい者の地域移行・地域定着を推進する上で中核的役割を担う人材の養成を目的とした研修（地域移行エリア別研修）

（３）地域におけるピアサポーター活動の中心的な人材の養成や活動への支援を目的とした研修（ピアサポーター研修）

6　関係機関との連携等

（１）関係機関への理解促進

道及びセンターは、市町村、精神科病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるよう本事業を広く周知し、事業の円滑な実施を図るものとする。

（２）関係機関との連携

道及びセンターは、本事業を推進する観点から、相談支援事業者、福祉サービス事業者、介護保険サービス事業者、保健医療サービス事業者等と連携を図るものとする。また、センターは、必要に応じて、医療観察法に基づく対象者について、社会復帰調整官が行う生活環境の調整等への協力

を行うものとする。

（３）道立保健所の役割

道立保健所は、市町村、相談支援事業者、福祉サービス事業者及び介護保険サービス事業者等の関係機関に対して、地域の社会資源等必要な情報等を提供するとともに、各圏域に設置される協議会の運営などにおいて必要な協力を行うものとする。また、精神科病院等の関係機関に対する本事業への参加等の要請や事業の普及啓発等を行うものとする。

（４）個人情報の保護

センター長、ピアサポーター及び本事業の関係者は、支援対象者の人格を尊重して業務を行うとともに、支援対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

（５）その他

この要綱に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、関係総合振興局（又は振興局）保健環境部保健行政室（又は地域保健室）において別に要領を定めることができるものとする。

附則

この要綱は平成２１年　４月　１日から施行する。

一部改正　平成２３年　４月　１日

一部改正　平成２４年　４月　１日

一部改正　平成２５年　４月　１日

一部改正　平成２６年　４月　１日

一部改正　平成２７年１０月　１日

一部改正　平成２７年１２月　１日

一部改正　平成２８年　４月　１日

一部改正　平成３０年　４月　１日

一部改正　令和　２年　４月　１日

一部改正　令和　３年　４月　１日

別表

	地域	障害保健福祉圏域	主管課（保健所）	協力保健所
1	渡島・檜山	南渡島 南檜山 北渡島檜山	渡島総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（渡島保健所）	江差保健所 八雲保健所
2	石狩	札幌(札幌市を除く)	石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課（千歳保健所）	江別保健所
3	後志	後志	後志総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（倶知安保健所）	岩内保健所
4	南空知	南空知	空知総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（岩見沢保健所）	
5	中空知	中空知	空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室健康推進課（滝川保健所）	
6	北空知	北空知	空知総合振興局保健環境部 深川地域保健室健康推進課（深川保健所）	
7	西胆振	西胆振	胆振総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（室蘭保健所）	
8	東胆振	東胆振	胆振総合振興局保健環境部 苫小牧地域保健室健康推進課 （苫小牧保健所）	
9	日高	日高	日高振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（浦河保健所）	静内保健所
10	上川中部	上川中部	上川総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（上川保健所）	
11	上川北部	上川北部	上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室健康推進課（名寄保健所）	
12	富良野	富良野	上川総合振興局保健環境部 富良野地域保健室健康推進課	
13	留萌	留萌	留萌振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（留萌保健所）	
14	宗谷	宗谷	宗谷総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（稚内保健所）	
15	北網	北網	オホーツク総合振興局保健環境部 北見地域保健室健康推進課（北見保健所）	網走保健所
16	遠紋	遠紋	オホーツク総合振興局保健環境部 紋別地域保健室健康推進課（紋別保健所）	
17	十勝	十勝	十勝総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（帯広保健所）	
18	釧路・根室	釧路 根室	釧路総合振興局保健環境部 保健行政室健康推進課（釧路保健所）	根室保健所 中標津保健所